

②導入手順書パート

本会議のゴールと主な協議事項

- 本会議のゴールは、①**広域被災者データベース・システムの役割と位置付け**、②**「導入手順書」の骨子**、③**「システム起動の考え方」について合意**をすることである

本会議のゴール

- 昨年より議論を重ねてきたワークショップ(以後WS)、検証チーム、検討チームでの協議内容を踏まえた、導入手順書におけるこれまでの検討状況を共有し、成果物の構成、対応方針について合意すること
 - 成果物の構成：p.9-13
 - 対応方針： p.5,6,21-25

主な協議事項

- 第3回検討ワーキング・グループにおける協議事項は、以下3点
 - ①**広域被災者データベース・システムの役割と位置付けの合意(p.5,6)**
→導入手順書 中項目「2.1.システム整備の目的とその背景」に反映する
 - ②**「導入手順書」骨子の合意(p.9～13)**
 - ③**「システム起動の考え方」(起動の基準例、主体、判断までの流れの例)の合意(p.21～25)**
→導入手順書 中項目「3.6.システムの起動」に反映する

1/31 検討WG 導入手順書パートのアジェンダ



#	議題	内容	時間 (内、質疑)
1	第3回検討WGの進め方	<ul style="list-style-type: none"> 本会議のゴールのご説明 主な協議事項のご説明 	5分
	これまでの協議内容と合意したい事項	<ul style="list-style-type: none"> これまでの協議内容のご説明 合意したい事項のご説明 	5分
2	協議事項① 広域被災者データベース・システムの位置付け	<ul style="list-style-type: none"> 広域被災者データベース・システムの役割と位置付けのご説明 	5分 (2分)
3	協議事項② 「導入手順書」骨子	<ul style="list-style-type: none"> 「導入手順書」骨子のご説明 <ul style="list-style-type: none"> ✓「導入手順書」の位置付け ✓「導入手順書」骨子の内容 	20分 (3分)
4	協議事項③ システム起動の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 「システム起動の考え方」の対応方針のご説明 <ul style="list-style-type: none"> ✓ コールドスタンバイを前提とする ✓ 被災市町村へのアカウント付与が完了した状態を「起動」と定義 ✓ 外形的な基準と非外形的な基準の考え方があり柔軟に対応できるよう、起動の基準を複数設定しておく 	10分 (3分)
合計			45分

これまでの協議内容と合意したい事項

- 検証チーム・検討チームでの協議を踏まえた成果物の構成や対応方針について合意をする。

協議内容

第2回検討T

- 被災者支援の3ステップ(場所と人数の特定、支援対象の特定、ニーズに応じた支援)より、
①広域被災者データベース・システムの必要性やその位置付け、役割の明確化 → [スライドp.5,6参照](#)

第2回検証T

- 被災者データベース上のデータ項目、避難所外避難者対策に係る避難所外被災者の状況把握の取り組み、被災者データベースを活用した業務事例、個人情報取り扱いに関する措置の現状を分析
- 被災者支援業務の利用ニーズから、必要データ項目や連携対象を整理する必要性を確認

第2回WS 第3回WS

- 避難所の健康管理業務、見守り・相談支援業務の利用ニーズと課題感を聴取

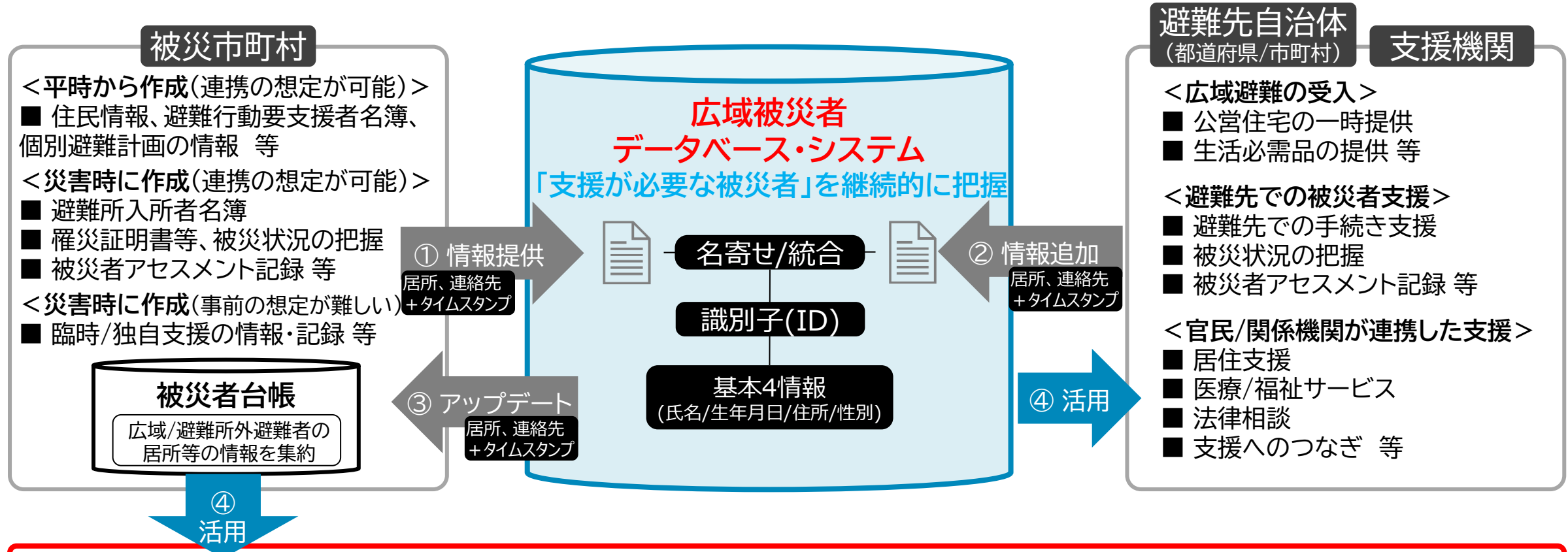
第3回 検討検証T

- 導入手順書の位置付けとシステムの運用期間を定義
- 平時から復旧期、復興期に必要な手順のうち、平時と復旧期、復興期の手順を協議

第4回 検討検証T

- **②「導入手順書」骨子**の抜け漏れを確認 → [スライドp.9～13参照](#)
- **③システム起動の基準、主体、判断までの流れと手順**を協議 → [スライドp.21～25参照](#)

- 大規模災害時に被災市町村の被災者台帳の作成を支援し、被災者の状況(居所、連絡先、タイムスタンプ)等を関係者が共有することで、「支援が必要な被災者」の継続的な把握や、災害関連死の防止、適切な支援情報の提供、事務負担の軽減に活用することを想定



○ **災害関連死の防止**

→ 被災者見守り・相談支援など

○ **適切な支援情報の提供**

→ 給付金の申請案内など

○ **事務負担の軽減**

→ 情報収集・集計業務など

広域被災者データベース・システムの位置付け

- 広域被災者データベース・システムは、市町村の区域を超えた**広域災害**において、**人災(災害関連死等)を防ぐ**ため、避難所に着目した支援から、より**人の動きに着目**したきめ細かい支援を行うため、**民間を含めた支援者**が被災者の状況を把握するために設けるもの。
- 広域災害時に迅速に被災市町村の被災者台帳作成を支援するために、**平時から起動まではコールドスタンバイ(復旧期、復興期のシステム運用)を前提**とする

〔 応急期：発災後3日目まで 復旧期：発災後1週間まで 復興期：復旧期以降
※避難所運営ガイドライン(平成28年4月内閣府(防災担当)の定義による) 〕

<広域被災者データベース・システムの運用期間>

	A.平時	B.発災時～応急期	C.復旧期、復興期
①通常災害			
②広域災害	事前準備	システムの起動	システムの運用

← コールドスタンバイ →

②「導入手順書」骨子

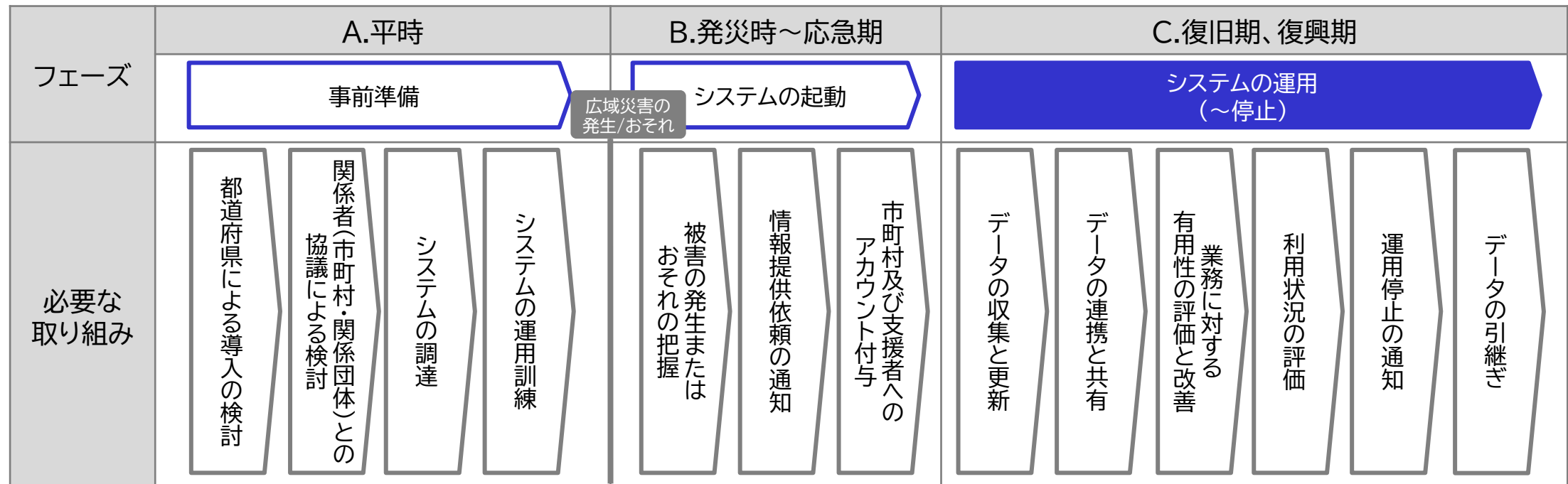
「導入手順書」の位置付け

- **広域災害時に、発災直後から市町村の機能回復や多様な支援者による被災者支援が必要な期間において、行政区域を越えて被災者情報を共有**するため、**システムの起動から停止に必要な手順を導入手順書に整理**する。(初めて担当する職員も問題なく実施できるように)

→各フェーズに必要な取り組み(枠組み/フロー)について、委員(有識者等)へレビューを実施、検討体制に諮り、導入手順書に反映したい。

→「データを利活用した支援」については、想定する定型/定常業務以外の業務への利用拡大も想定

<広域被災者データベース・システムの運用期間>



②「導入手順書」骨子

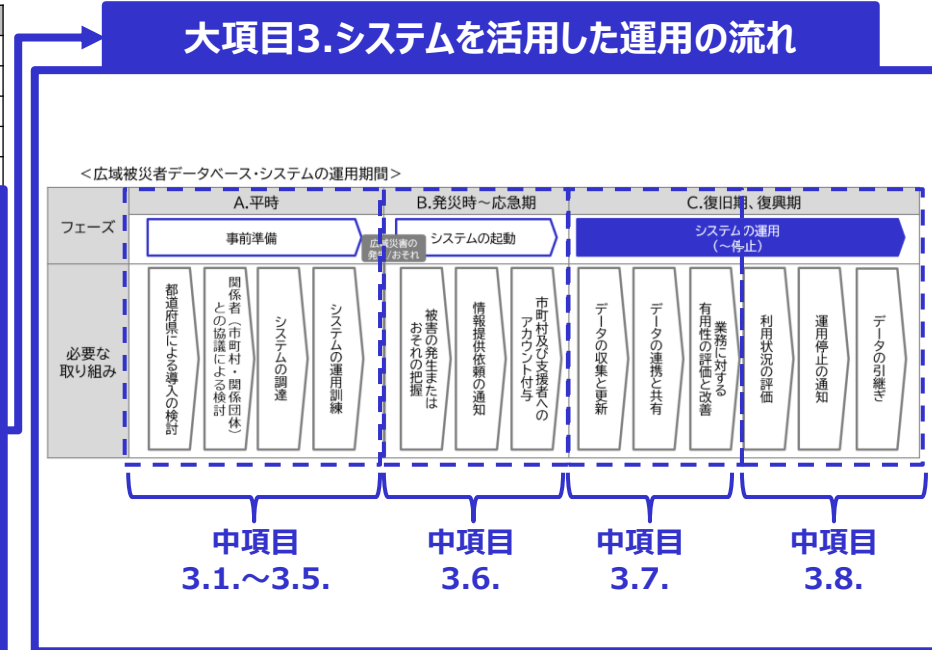
「導入手順書」の目的

- **都道府県によるシステムの円滑な導入に必要な手順を整理**する。
- **広域災害時の被災者の把握**、民間を含めた支援者が同一の被災者に対して行う支援の記録など、**被災者支援に必要な情報の適切な共有**(個人情報[※]の共有範囲や取り扱い、アクセス権の付与など)に係る**手順を整理**する。

<導入手順書の目次>

大項目	中項目	小項目	
1.はじめに	1.1.導入手順書の目的	—	
2.広域被災者データベース・システムとは	2.1.システム整備の目的とその背景	—	
	2.2.システムの概要	—	
	2.3.システムの前条件	—	
	2.4.システムを活用した被災者支援業務	—	
3.システムを活用した運用の流れ	3.1.システム運用の流れ	—	
	3.2.都道府県による導入の検討	—	
	3.3.関係者(市町村・関係団体)との協議による検討	3.3.1.システム導入の意義の共有	—
		3.3.2.システム利用のルール確認・決定	—
	3.4.システムの調達	3.4.1.システムベンダーの選定	—
		3.4.2.災害協定の締結	—
	3.5.システムの運用訓練	—	
	3.6.システムの起動	3.6.1.①被害の発生またはおそれの把握	—
		3.6.2.②情報提供依頼の通知	—
		3.6.3.③市町村及び支援者へのアカウント付与	—
3.7.システムの運用	3.7.1.④データの収集と更新	—	
	3.7.2.⑤データの連携と更新	—	
	3.7.3.⑥業務に対する有用性の評価と改善	—	
3.8.システムの運用停止	3.8.1.⑦利用状況の評価	—	
	3.8.2.⑧運用停止の通知	—	
	3.8.3.⑨データの引継ぎ	—	
4.システム導入・運用に係るコスト	4.1.導入に必要な初期費用	—	
	4.2.維持管理に係る費用	—	
	4.3.コスト効果の測定	—	
	4.4.コスト最適化の工夫	—	
5.システム利用上の留意事項	5.1.個人情報の取り扱い	5.1.1.都道府県が個人情報を取り扱う法的根拠	
		5.1.2.個人情報の取り扱いに関する平時からの備え	
		5.1.3.個人情報の取り扱いにおける課題の整理	
	5.2.マイナンバー及びマイナンバーカード活用	—	

大項目3.システムを活用した運用の流れ



■ 「導入手順書」骨子について確認・合意形成を図る

- 「導入手順書」は、広域被災者データベース・システムの導入を検討・実施する場合に円滑に導入の検討や作業が進められるよう作成を進めている

<導入手順書（骨子）>

1. はじめに

- 法令等に基づく取り組みであること
- 被災者情報の一元的な管理の重要性の増加
- 本書は、広域災害時に「被災者台帳（被災者台帳管理関連システム等）」を活用した情報連携の必要性とシステム導入に必要な事項を提示・解説すること

1.1. 導入手順書の目的

- システム導入・運用のためのチェック
- ユーザー支援、トラブル回避・リスク管理
- 災害時及び平時からの情報連携促進に係る知見の共有

2. 広域被災者データベース・システムとは

2.1. システム整備の目的とその背景

- システムの定義と重要性
- 業務効率化のためのシステムの役割
- システム整備の背景
- 利用者ニーズを反映したシステム整備の方向性
- システム整備の事例とその教訓

2.2. システムの概要

- システムの利用期間（システムの起動/運用/停止）
- システム利用の効果
- 機能一覧
- 対象ユーザー
- 利用シナリオ

2.3. システムの前提条件

- 関係者の特定と役割分担
- 必要な技術的要件の整理
- 予算の確保
- ユーザー教育・研修
- リスク管理及び対策

2.4. システムを活用した被災者支援業務

- 活用場面
- 平時の準備

3. システムを活用した運用の流れ

3.1. システム運用の流れ

- システムの管理者は第3章の手順を参照することで、システムの導入・運用を行う
- 運用に必要な、事前準備から運用停止までの具体的な手順を示す

3.2. 都道府県による導入の検討

- 平時において、都道府県のシステムの管理者がシステムの導入と運用に向けて実施すべき手順を示す
都道府県は担当部署の間で以下について協議する
 - 導入の可否の方針
 - 導入に向けた役割分担
 - 市町村を含めた関係者との協議に係るスケジュール

3.3. 関係者（市町村・関係団体）との協議による検討

都道府県は検討会を開催し、市町村や関係団体と協議

3.3.1. システム導入の意義の共有

市町村による導入可否の検討

3.3.2. システム利用のルールの確認・決定

- ① システム起動のルール（基準等）の作成・決定
 - システム起動の基準の考え方
 - 起動に要する時間
- ② システム運用のルールの作成・決定
 - 業務フローの検討
 - 共有する情報の洗い出し
 - 情報の共有範囲の検討
 - システム利用におけるコストの考え方の共有（関係者の費用負担の有無）
 - 個人情報取り扱いに関する法的根拠の整理と関係者間での共通理解の醸成
 - セキュリティの確保
- ③ システム運用停止のルール（基準等）の作成・決定
 - システム停止の基準の考え方
 - 停止の判断に必要な評価指標の検討

3.4. システムの調達

3.4.1. システムベンダーの選定

- ・ コールドスタンバイに向けたシステムベンダーの選定

3.4.2. 災害協定の締結

- ・ システムベンダーとの協定の締結
- ・ その他のシステムの利用環境を提供する事業者との協定の締結

3.5. システムの運用訓練

- ・ 訓練実施に向けた準備
- ・ 訓練の実施
- ・ 訓練の振り返り

3.6. システムの起動

発災時～応急期に都道府県のシステムの管理者が実施すべき手順を示す

3.6.1. ①被害の発生またはおそれの把握

- ・ システムの起動の基準に関連する情報の収集
- ・ 都道府県における起動の決定

3.6.2. ②情報提供依頼の通知

- ・ 通知の作成（根拠法令の明確化、提供を受ける情報の範囲の決定など）
- ・ 通知の発出

3.6.3. ③市町村及び支援者へのアカウント付与

- ・ アカウント申請に基づくアカウント付与
- ・ 運用テスト

3.7. システムの運用

復旧期～復興期に都道府県のシステムの管理者が実施すべき手順を示す

3.7.1. ④データの収集と更新

- ・ 被災者個人を特定する情報の取込み
- ・ 被災者支援に要する情報の取込みと更新

3.7.2. ⑤データの連携と共有

- ・ 支援業務により取得された情報の連携

3.7.3. ⑥業務に対する有用性の評価と改善

- ・ 被災者支援業務への効果の評価
- ・ 業務またはシステムの改善

3.8.システムの運用停止

復旧期～復興期に都道府県のシステムの管理者が実施すべき手順を示す

3.8.1.⑦利用状況の評価

- システム運用停止の基準に関連する利用状況の情報の収集と評価

3.8.2.⑧運用停止の通知

- 都道府県からシステム運用停止を市町村に通知

3.8.3.⑨データの引継ぎ

- システムから市町村への個人情報の引継ぎ

4. システム導入・運用に係るコスト

4.1. 導入に必要な初期費用

- ソフトウェア（ライセンス）費用
- ハードウェア整備に係る費用
- ユーザー教育に係る費用

4.2. 維持管理に係る費用

- 運用保守費用（定期メンテナンス費用、障害対応に係る費用など）

4.3. コスト効果の測定

- 測定に係る指標

4.4. コスト最適化の工夫

- コスト低減のための代替案や対応（契約手法など）
- コスト負担の考え方

5. システム利用上の留意事項

5.1. 個人情報の取り扱い

- 都道府県や市町村、民間等支援団体と適切に情報連携できること
- システムの利用者が安全にシステムを運用できることを実現するために必要な法的整理とタスク

5.1.1. 都道府県が個人情報を取り扱う法的根拠

- システムを運用するにあたり必要と考えられる法的整理

5.1.2. 個人情報の取り扱いに関する平時からの備え

- 法的整理、情報セキュリティポリシーに基づき、平時に実施が必要なタスク

5.1.3. 個人情報の取り扱いにおける課題の整理

- 発災時に管理者や事務担当者が法的整理をするための手順

5.2. マイナンバー及びマイナンバーカード利活用

- 現行の番号法・制度上で実現可能なこと（APPLIC「被災者台帳管理システム 導入手引き」から「マイナンバーの利活用やクラウドへ対応について」を参照）

②「導入手順書」骨子

本日合意したい範囲

[ご紹介するご意見](#)

- ①「導入手順書」骨子の合意にあたり、②記載内容案を以下に示す
記載内容案は③これまでいただいたご意見に基づいて起案をしている
- 当日は『3. システムを活用した運用の流れ』より一部をご紹介をするので
意見収集のアンケート記入や当日ご発言いただく際の参考にしていただきたい

大項目	中項目	骨子	記載内容案	過去にいただいたご意見
		1 本日合意したい 「導入手順書」骨子	2 導入手順書の 記載内容案	3 これまでいただいた ご意見

②「導入手順書」骨子（6/18）

合意対象



■ 導入手順書の記載内容は、皆様よりいただいた意見に基づいて起案をする

本日合意したい範囲

ご紹介するご意見

大項目	中項目	骨子	記載内容案	過去にいただいたご意見
3. システムを活用した運用の流れ	3. 1. 広域被災者データベース・システム運用の流れ	<ul style="list-style-type: none"> 広域被災者データベース・システムの管理者は第3章の手順を参照することで、システムの導入・運用を行う そのために必要な、事前準備～運用停止までの具体的な手順を示す 	<ul style="list-style-type: none"> 本章では、広域被災者データベース・システムの管理者である都道府県がシステムの導入の検討から運用、停止までの一連の流れと各段階の具体的な手順をまとめています。 	<ul style="list-style-type: none"> 県が導入した後、いつまで続けるのか、ずっと県が運営するのか、国はいつまで支援するつもりがあるのかなど、導入後の運用についても、可能な範囲で方針を記載するなどしないと、他自治体では導入をためらうのではないか。
	3. 2. 都道府県による導入の検討 ※平時において、都道府県のシステムの管理者がシステムの導入と運用に向けて実施すべき手順を示す。都道府県は担当部署の間で以下について協議する	<ul style="list-style-type: none"> 導入の可否の方針 	<ul style="list-style-type: none"> 第2章に記載した、「システムの概要」や「システムの前提条件」を念頭に、都道府県の担当部署間で、導入の可否を検討する。導入の可否の検討には <ul style="list-style-type: none"> システムを使う関係者の特定 導入メリットや既存システムとの違い コストと負担の考え方 市町村協議・検討交えたスケジュール といった観点を整理し、庁内で協議を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 被災者データベースが何に使われるのかについて、市町村レベルでも理解できるように整理するべきではないか。
	<ul style="list-style-type: none"> 導入に向けた役割分担 	<ul style="list-style-type: none"> システムの契約・構築を進めるとともに、庁内、市町村と連携する情報項目、連携のプロセス、業務フロー、運用ルールについて協議を行い、合意形成を図る。 <平時に協議が必要な事項> <ul style="list-style-type: none"> 情報連携の担当窓口 被災者台帳の連携方法と連携する情報の形式 情報項目（被災者を特定する情報、支援が必要な被災者の情報、援護の実施に必要な情報、その他の情報） 運用ルール（システムの利用手続き、連携プロセスや業務フロー、情報の保護措置） 外部支援者の関与の立て付け 事前に想定できなかった状況が発生した場合の合意形成の主体と流れ 	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県内で誰（どのセクション）が共有できるかを細かく決めてアクセスコントロールできるようにしていくことが大事だと思います。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 市町村を含めた関係者との協議に係るスケジュール 	<ul style="list-style-type: none"> 導入の可否の検討には、市町村を交えた各種検討事項の協議を考慮し、スケジュールについても整理しておくことが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> 検討すべき事項は異動の話であると思うので、導入するときに平時の準備で意見交換の調整や役割分担・責任を明確化すべき。事前に発行するか、誰に発行するか、それとも事後の発行で良いかということを調整することが望ましいと考える。 	

②「導入手順書」骨子（7/18）

合意対象



■ 導入手順書の記載内容は、皆様よりいただいた意見に基づいて起案をする

本日合意したい範囲

ご紹介するご意見

大項目	中項目	小項目	骨子	記載内容案	過去にいただいたご意見
3. システムを活用した運用の流れ	3.3 関係者(市町村・関係団体)との協議による検討 ※都道府県は検討会を開催し、市町村や関係団体と協議	3.3.1. システム導入意義の共有	<ul style="list-style-type: none"> 市町村による導入可否の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 広域被災者データベース・システムの導入に関して都道府県は、被災者支援の目指す姿とその意義を市町村や関係団体と共有することが重要。 	<ul style="list-style-type: none"> 災害が発生する度に合意形成を図るのではなく、二定基準以上の災害規模で合意形成が必要なくなるような規定等を予め定めておくことが理想的。 (発災時は合意形成や業務フローを設定する余裕がない)
		3.3.2. システム利用のルール確認・決定	<ul style="list-style-type: none"> ①システム起動のルール(基準等)の作成・決定 システム起動の基準の考え方 	<ul style="list-style-type: none"> システム起動の基準(トリガー)の考え方では、(1)起動の基準設定の考え方(2)起動の判断主体と平時から発災時～応急期の手順を整理する。 (1) 起動の基準設定の考え方 迅速性と支援対象の漏れを防ぐ観点から、判断に要する時間をなるべく短くするための外形的な基準、外形的な基準に当てはまらない場合でも、被災者支援の必要性から起動を判断できる非外形的な基準の枠組みが考えられる。被災者支援のニーズに柔軟に対応できるよう、外形的/非外形的基準を複数設定しておくことが望ましい。 (2) 起動の判断主体と平時から発災時～応急期の手順 広域被災者データベース・システム起動の最終判断は、都道府県知事が行う立付けとし、起動の判断基準の設定は平時から都道府県の防災部署にて協議したうえで、都道府県の地域防災計画等の災害対応を記した計画に業務として位置付けることが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> システム起動の判断基準について、沖縄や千葉県などでは災害救助法が適用できなかった事例がある。そのため、災害救助法の適用だけではない基準を設定するのが望ましい。災害救助法を適用するかしないかの基準についても自治体によって異なることから、外形的に設定できる基準があると良い。 特定の市町村だけで起動ではなく、県全域で起動するものならば、要請→協議→県で立ち上げの方が、自然ではないか。 システム起動の要件を満たさなくても、都道府県と市町村で協議して必要であれば起動してよいということを導入手順書内に記載した方がよい。 システム起動の要件を満たさなくても、都道府県と市町村で協議して必要であれば起動してよいということを導入手順書内に記載した方がよい。
			<ul style="list-style-type: none"> 起動に要する時間 	<ul style="list-style-type: none"> 広域被災者データベース・システムは被害の発生またはおそれが生じたときから可及的速やかに起動することが望ましい。起動には、都道府県と市町村の協力が必要。 起動の基準と併せて予め起動に要する時間の目標を設定し、関係者間で共通認識を持つこと。石川県の案としては、○～●までで24時間を検討している 	<ul style="list-style-type: none"> 広域被災者データベース・システムの立ち上げに能登半島地震の発生から2か月かかってしまったということは事実である。どこにどれだけの時間がかかったのかを明らかにしてもらえるとよい。

②「導入手順書」骨子（8/18）

合意対象



■ 導入手順書の記載内容は、皆様よりいただいた意見に基づいて起案をする

本日合意したい範囲

ご紹介するご意見

大項目	中項目	小項目	骨子	記載内容案	過去にいただいたご意見	
3.	システムを活用した運用の流れ	3.3 関係者(市町村・関係団体)との協議による検討 ※都道府県は検討会を開催し、市町村や関係団体と協議	3.3. ②システム運用のルール作成・決定	<ul style="list-style-type: none"> ・業務フローの検討 ・共有する情報の洗い出し ・情報の共有範囲の検討 ・システム利用におけるコストの考え方の共有(関係者の費用負担の有無) ・個人情報の取り扱いに関する法的根拠の整理と関係者間での共通理解の醸成 ・セキュリティの確保 	<p>関係者間で運用ルールを明確にし、共通理解を持つことが重要</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 業務フローの検討 システム運用における具体的な業務フローを検討する。被災者情報の収集、データ入力、情報の更新、支援の提供など、各ステップを設計し、関係者間での役割分担を明確にする 2. 共有する情報の洗い出し システムで共有する情報の種類と範囲を明確にする。基本4情報や居所などの被災者の基本情報、援護の実施に必要な聞き取り情報、投薬情報や介護情報などのその他の情報について、支援業務に応じてどの情報が必要かを洗い出し、関係者間で共有する 3. 情報の共有範囲の検討 収集した情報の共有範囲を検討する。情報の重要性や個人情報保護の観点から、どの情報を誰と共有するかを明確にします。必要に応じて、情報の閲覧権限を設定し、適切な情報管理を行う 4. システム利用におけるコストの考え方の共有 システム利用に伴うコストについて、関係者間で共有する。システムの導入・運用にかかる費用を明確にし、各関係者の費用負担の有無を協議する。費用負担の公平性を確保し、持続可能な運用体制を構築する。 5. 個人情報の取り扱いに関する法的根拠の整理と関係者間での共通理解の醸成 個人情報の取り扱いに関する法的根拠を整理し、関係者間で共通理解を持つことが重要。個人情報保護法や関連法規に基づき、適切な情報管理体制を構築する。また、関係者全員が法的根拠を理解し、遵守するように教育・研修を行う。 6. セキュリティの確保 システムのセキュリティを確保するための対策を講じる。情報の不正アクセスや漏洩を防ぐために、システムのアクセス制御やデータ暗号化などのセキュリティ対策を実施する。また、定期的なセキュリティ監査を行い、システムの安全性を維持する。これらの項目について、関係者（市町村・関係団体）との協議を通じて詳細に検討し、運用ルールを作成・決定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県が導入した後、いつまで続けるのか、ずっと県が運営するのか、国はいつまで支援するつもりがあるのかなど、導入後の運用についても、可能な範囲で方針を記載するなどしないと、他自治体では導入をためらうのではないか。 ・被災者を受け入れる側としては、一から自分たちで聞き取りを行う前提として、参考情報として聞き取った内容の共有ができる仕様が良い ・最低限送付してほしい情報として、健康相談表（フェイスシート）、要配慮者対象リスト、経過観察シート ・コミュニティに見守ってもらう、といった発想がある 独自のコミュニティ例：外国人の日本学校、技能実習生の管理団体、ペットのいる人の支援をしているNPO 広域避難は見守り相談事業を充実させるためにも重要 地域ごとに実施している支援情報を拾うことは可能（コミュニティの作成など） 他方で、これらは独自に情報を持っているが、県の事業で支援に入っていないと、情報を県に提供できない コミュニティに参加する際は、特記事項等が重要になるのか。 支援はどのように発生するかは、実際の声を聞いてコミュニティへの参加など ⇒役割分担ができるための項目整理が必要 ⇒役割分担するための支援団体の整理が必要 どんな支援団体が横にいるのかもわからないが、もらう側と出す側の整理が必要

②「導入手順書」骨子（10/18）

合意対象



■ 導入手順書の記載内容は、皆様よりいただいた意見に基づいて起案をする

本日合意したい範囲

ご紹介するご意見

大項目	中項目	小項目	骨子	記載内容案	過去にいただいたご意見
3. システムを活用した運用の流れ	3.4. システムの調達	3.4.1 システムベンダーの選定	<ul style="list-style-type: none"> ・コールドスタンバイに向けたシステムベンダーの選定 	<ul style="list-style-type: none"> ・広域被災者データベース・システムのシステムベンダーの選定では、標準仕様書を活用して各都道府県の地域特性や関係者県での合意形成の結果を踏まえて調達仕様書を作成し、調達する。 ・標準仕様書を参照して、システムの詳細な要件を整理 ・調達仕様書を作成。調達仕様書には、システムの目的、要件、評価基準、納期、サポート体制、コストなどを明記 ・ベンダーのリストアップと調査 ・提案依頼書（RFP）の作成と送付 ・提案内容の評価と比較 ・契約交渉と締結 ・都道府県による調達の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的に災害が発生したときに、どのシステムベンダーにお願いするか、例えば、災害が発生した際に土木事業者と重機の提供等について災害協定を結ぶように、この場合も災害協定を結ぶ必要があるのではないか。その点は、よく研究してほしい。
		3.4.2 災害協定の締結	<ul style="list-style-type: none"> ・システムベンダーとの協定の締結 ・その他の利用環境を提供する事業者との協定の締結 	<p>1. システムベンダーとの協定の締結</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県が主体となってシステムを迅速に起動し運用するが、技術的なサポートが必要な場合は、システムベンダーに稼働してもらうことを意図。 ・具体例：利用者のニーズに応じて必要な機能の追加や改善を行う、エラーや問題が発生した際には即時対応する <p>2. その他の利用環境を提供する事業者との協定の締結</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムの運用には、システムベンダー以外の事業者から提供される環境やサービスが必要。 ・具体例： 通信インフラ：データ通信を担うインターネットサービスプロバイダー（ISP）や通信事業者 ハードウェア提供者：システムの運用に必要なサーバーやネットワーク機器、で0タの入力閲覧に必要なデバイスを提供する事業者 	

②「導入手順書」骨子（11/18）

合意対象



■ 導入手順書の記載内容は、皆様よりいただいた意見に基づいて起案をする

本日合意したい範囲

ご紹介するご意見

大項目	中項目	骨子	記載内容案	過去にいただいたご意見
3. システムを活用した運用の流れ	3.5 システムの運用訓練	<ul style="list-style-type: none"> • 訓練実施に向けた準備 • 訓練の実施 • 訓練の振り返り 	<ul style="list-style-type: none"> • 前項までの取り決めが有事の際に機能するように都道府県、市町村、関係団体での平時からの訓練が重要。 • システムの定期的な操作研修・訓練の実施するにあたり、ダミーデータを活用した情報連携の確認のほか、本番を意識し、閲覧権限に制限をかけたうえで自治体の判断によっては実際のデータの活用なども考慮しながら、システム操作訓練を実施することも考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> • （防災訓練に対し）防災訓練イベントを年1実施している。例年シナリオが決まり、順番が決まっているためマンネリ化していたが、実際に被災者DBに触るなど訓練があってもいいかもしれない。国交省との取り組みで、LINEで防災訓練を行う予定であり、実際に使わないとわからないもののLINEでの防災訓練のような業務が水面下で進んでいる。災害の規模や状況によって必要な情報も変わってくるため、できるだけ柔軟に訓練を行うことが必要である。 • 訓練時に実際の住民情報をシステムに流し込んでしまうと、実態上被災者台帳となってしまうが、法律解釈の上で、問題ないか。 • 平時の訓練で個人情報を取り扱うことについて、導入手順書に定める予定はあるか。どのような訓練を想定しているか。なぜ実際の住民情報を利用する必要があるのか。

②「導入手順書」骨子（13/18）

合意対象



■ 導入手順書の記載内容は、皆様よりいただいた意見に基づいて起案をする

本日合意したい範囲

ご紹介するご意見

大項目	中項目	小項目	骨子	記載内容案	過去にいただいたご意見
3. システムを活用した運用の流れ	3.7 システムの運用 ※復旧期～復興期に都道府県のシステムの管理者が実施すべき手順を示す	3.7.1 ④データの収集と更新	<ul style="list-style-type: none"> 被災者個人を特定する情報の取込み 被災者支援に要する情報の取込みと更新 	<ul style="list-style-type: none"> アカウントの付与が完了し、運用テストを終えたら、はじめに被災者個人を特定する情報をシステムに取り込む。 平時からの取り決めに沿って、市町村は被災者個人を特定する情報の提供準備を行う。完了したら、都道府県にその旨を連絡し、システムに情報を流入します。都道府県は情報の閲覧可否を確認し、正常に情報の受け取りが完了した旨を連絡する。 避難所で収集される情報だけではなく、避難所外避難者の情報として自ら情報発信された情報やアウトリーチにより取得された情報など様々なツールを用いて情報収集を行います。これらの方法で集まった情報はすべてシステムに取り込み、被災者支援業務に活用することを前提に設計する。 	<ul style="list-style-type: none"> 住民台帳システムから直接被災者台帳を作ることも考えられるので、住基台帳システム→被災者台帳システム→被災者DBのルートの考え方を前提とした仕様としないことが重要。 この広域被災者DBに係る検討範囲を狭く考えずに、広域被災者DBの周りのシステムもしっかり見ていく必要がある。被災者情報の収集は広域被災者DBが直接収集するのではなく、LINEやアセスメントシートなど、様々なツールを用いて集める。それが広域被災者DBの周辺にあって、どう繋がるのかを同時並行で考えていく必要がある。県内外にどんなシステム、データがあって、どのように全体として連携するのが大事なのかを考える必要がある。
		3.7.2 ⑤連携と情報共有	<ul style="list-style-type: none"> 支援業務により取得された情報の連携 	<ul style="list-style-type: none"> 平時から関係者との協議と合意形成が済んだ支援業務については、取り決めの通り業務を実施します。取り決めがなく、新たに発生した業務についても平時に行った合意形成のプロセスをたどり、業務が確立する前の初期段階で情報項目や連携プロセスの整理を行うことが重要。 	<ul style="list-style-type: none"> 被災者支援業務で起こった課題を具体的に検討したものは意義のあるものであり、参考にさせていただきたい。特に、健康管理シートの受け渡しやWEB上での市町村との情報のやり取り、個人情報の方針などは東京都でも問題になると考えているので参考にさせていただきたい。今年度結論がまとまらなくとも、どういう課題が上がっているのか、市町村からのネガティブな発言の背景を共有していただきたいと考えている。
		3.7.3 ⑥業務に対する有用性の評価と改善	<ul style="list-style-type: none"> 被災者支援業務への効果の評価 業務またはシステムの改善 	<ul style="list-style-type: none"> 本システムが被災者支援業務にどのように役立ったかを評価する。被災者の情報の連携にあたり、作業時間や工数がどれくらい減少したか評価し、その結果を踏まえて、業務のやり方あるいはシステムの改善を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 国において、災害支援業務の大きな方向性は示しているため、石川県においては、災害対応の記憶が新しいうちに、広域被災者支援データベース・システムが現場でどのように活用できたかという点を整理し、滞っている課題があれば、解決のためのメソッドを検討することが重要である。 福祉部署から社会福祉協議会に情報を連携する手順について、法的に問題がないことを示しておかないと、現場から疑義が出る可能性がある。



広域被災者データベース・システムの位置付け

- 広域被災者データベース・システムは、市町村の区域を超えた広域災害において、人災(災害関連死等)を防ぐため、避難所に着目した支援から、より人の動きに着目したきめ細かい支援を行うため、民間を含めた支援者が被災者の状況を把握するために設けるもの。
- 広域災害時に迅速に被災市町村の被災者台帳作成を支援するために、**平時から起動まではコールドスタンバイ(復旧期、復興期のシステム運用)を前提**とする

〔 応急期：発災後3日目まで 復旧期：発災後1週間まで 復興期：復旧期以降
 ※避難所運営ガイドライン(平成28年4月内閣府(防災担当)の定義による) 〕

＜広域被災者データベース・システムの運用期間＞

	A.平時	B.発災時～応急期	C.復旧期、復興期
①通常災害			
②広域災害	事前準備	システムの起動	システムの運用

← コールドスタンバイ →

- 本議論および導入手順書において、発災前に実施すべき事項が完了している「コールドスタンバイ」の前提のもと、被災市町村へのアカウント付与が完了した状態を広域被災者データベース・システムの「起動」と定義する

用語の定義・考え方

定義

考え方

コールドスタンバイ

平時において、標準仕様書に基づいて、機能が構築されている状況だが、構築されたシステムにアカウント付与が存在しない状態

①システム構築

- 発災後の迅速な対応が求められることから、平時から標準仕様書に基づきシステム構築が必要

- 発災前に実施すべき事項が完了している時点のコールドスタンバイとして定義

広域被災者DB・システムの起動

発災後に本システムの管理者である都道府県が、被災市町村及び支援者へのアカウント付与が完了した状態

②アカウント付与

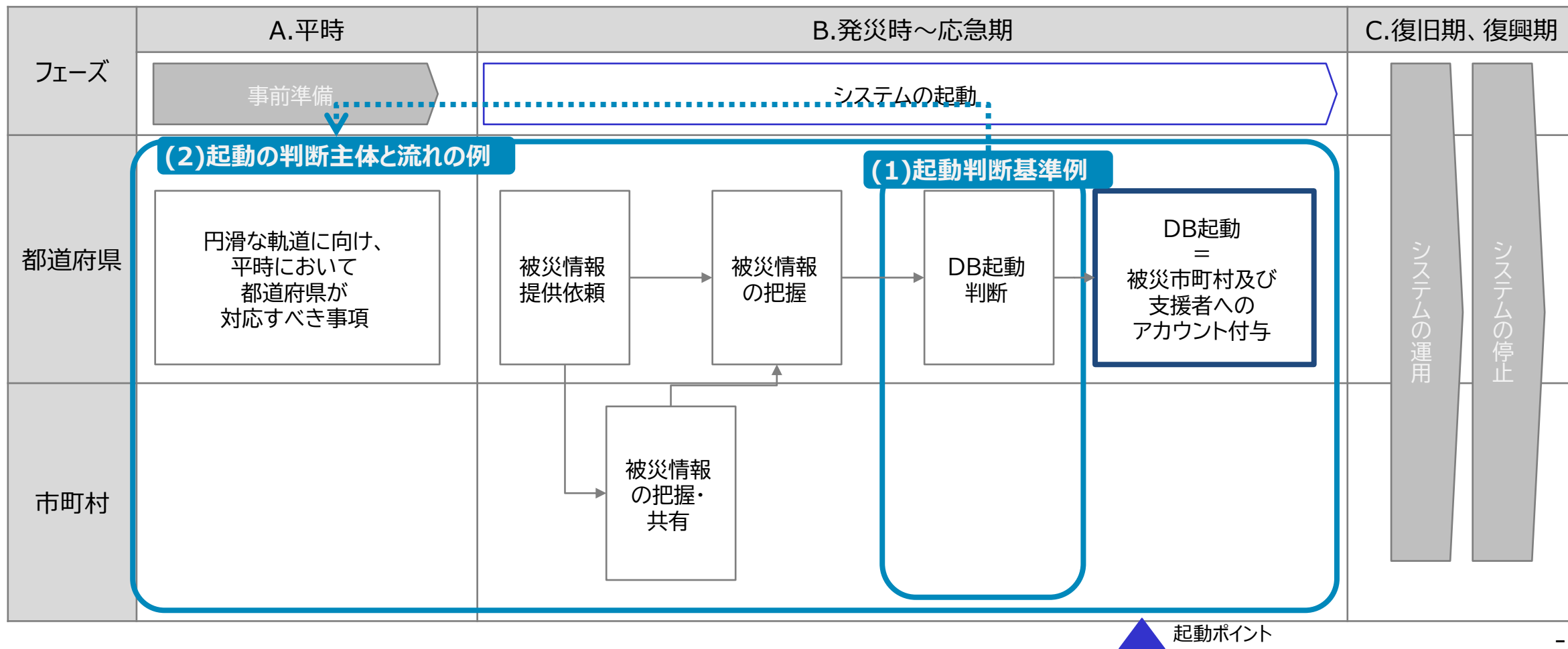
- 人事異動等が考えられるため、平時から管理者以外の個人にアカウントを付与することは困難
- そのため、発災後に管理者によるアカウント付与が必要

- システムの本番環境が利用できるようになるための初動がアカウント付与となるため、起動のアクションとして定義

③システム起動の考え方

- 広域被災者データベース・システムの(1)起動の基準設定の考え方(2)起動の判断主体と流れについて、平時から発災時～応急期の手順を協議した。協議を踏まえた例を以下に示す。

全体像











- 広域被災者データベース・システムの起動の判断基準は各都道府県が個別に検討の上、設定するものであるが、考え方として、**外形的な基準と非外形的な基準**があり、**被災者支援のニーズに柔軟に対応できるように、起動の基準を複数設定しておくことが望ましい**。起動の基準設定の考え方と基準の例を以下に示す。

起動の基準設定の考え方と基準例

- 広域被災者データベース・システムの起動の基準は、各都道府県が地域特性を考慮のうえ検討し、設定するもの。
- 迅速性と支援対象の漏れを防ぐ観点から、判断に要する時間をなるべく短くするための外形的な基準、外形的な基準に当てはまらない場合でも、被災者支援の必要性から起動を判断できる非外形的な基準の考え方がある。
- 被災者支援のニーズに柔軟に対応できるように、外形的/非外形的基準を複数設定しておくことが望ましい。

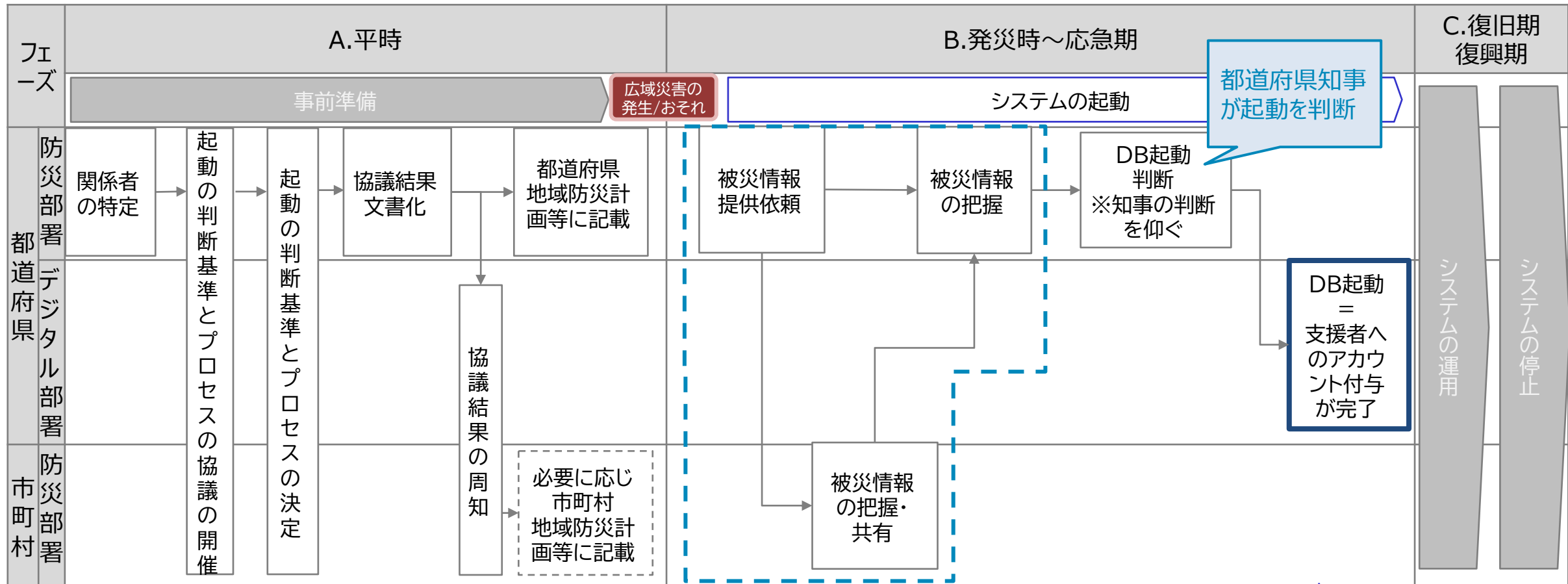
枠組み	具体的な基準(例)	
<p style="text-align: center;">外形的</p> <p style="text-align: center;">その基準の状況となったら自動的に起動を決定するもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 都道府県または市町村の災害対策本部の設置 (根拠法：災害対策基本法第23条1および2) • 災害救助法の適用 	<ul style="list-style-type: none">  災害の“おそれ”の段階で起動を判断することができる  救助法の適用判断主体はDB整備主体と同じ都道府県 (根拠法：災害救助法第2条)  自治体の地域防災計画の定めによってはシステムの起動基準と馴染まない  災害発生後に適用判断となるケースが多い
<p style="text-align: center;">非外形的</p> <p style="text-align: center;">その基準の状況となったら協議して起動を決定するもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 甚大な被害を受けた被災市町村の要請 	<ul style="list-style-type: none">  外形的基準に該当しなくても状況に合わせた起動判断が可能  協議が必要なため、起動判断まで時間が必要
<p style="text-align: center;">その他</p> <p style="text-align: center;">事前に想定しなかった状況の発生</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 事前に想定しなかった状況で、広域被災者データベース・システムの利用が被災者支援に必要な見立てがあれば、都道府県知事と市長村長の協議により、起動を決定する 	

③システム起動の考え方



- 広域被災者データベース・システム起動の最終判断者として、都道府県知事が考えられるが、起動の判断基準および判断プロセスの設定は平時から都道府県の防災部署にて協議したうえで、都道府県の地域防災計画等の災害対応を記した計画に業務として位置付けることが望ましい。起動の手順の例を以下に示す。

システムの起動に関する手順の例(起動の基準の設定～起動の実行)



本システム起動特有の業務ではなく、
災害対策本部業務の一環として行われることを想定

▲ 起動ポイント

參考資料

②「導入手順書」骨子（1/18）

参考



■ 導入手順書の記載内容は、皆様よりいただいた意見に基づいて起案をする

本日合意したい範囲

ご紹介するご意見

大項目	中項目	骨子	記載内容案	過去にいただいたご意見
1.	はじめに	<ul style="list-style-type: none"> 法令等に基づく取り組みであること 被災者情報の一元的な管理の重要性の増加 本書は、広域災害時に「被災者台帳(被災者台帳管理関連システム等)」を活用した情報連携の必要性とシステム導入に必要な事項を提示・解説する 	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策基本法第90条の3において、市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳（以下この条及び次条第一項において「被災者台帳」という。）を作成することができる。と明記されている。被災者支援を行うにあたって、被災者情報を一元的に管理する被災者台帳は一層重要性を増している。 罹災証明の発行や被災者の健康管理、生活再建に向け多支援を漏れなく迅速に行うためには、幅広い支援主体間で収集した情報をデジタルで一元的に管理・運用することが重要。 市町村や都道府県が独自に収集する被災者情報及びその手段は多岐にわたる。特に、大規模災害の場合は、行政のみならず多くの民間の支援団体も被災者支援に中長期的に参画することから、それぞれの支援主体が収集した情報を一元的に管理する仕組みが必要。このような仕組みがない場合、実施すべき被災者支援の検討を行うことができず、支援漏れが発生する可能性がある。なお、本データベースは被災地域に住民登録がない場合であっても、当該地域で被災している場合は情報を収集・管理の対象となる。 本書は広域災害が発生した場合に、災害対策基本法第90の3に基づいて市町村が作成する「被災者台帳（被災者台帳管理関連システム等）」を活用し、被災者の基本情報のみならず、福祉等幅広い情報を関係者間で迅速かつ効率的に広く情報連携する必要性および広域被災者データベースシステムの導入及び運用にあたって必要な事項を提示・解説するもの。 	<ul style="list-style-type: none"> 災害救助法にとらわれてはならない。災害救助法に依存すると、義援金、罹災証明書、税務関係の控除、独自の支援金、見舞金などの対応が不明確になり、どのように処理すべきかが不明瞭となるためである。したがって、災害救助法を唯一の基盤としてはならない。 また、市町と同様の支援を県が行うためには、そのための法的根拠を明確にする必要がある。県が独自に支援を行うことができる法的基盤を整えることが重要である。 東日本大震災を経験した身として、避難者情報を一元的に管理する仕組みの必要性を強く感じている。東日本大震災の際にも、避難所のチェックインや支援物資の管理の困難さを痛感した。この経験を踏まえ、マイナンバーカードの基本4情報を活用した避難支援アプリの全県展開を今年の冬に検討している。 市町や県が独自に収集する情報や情報の入り口は様々であり、一元化すべき情報が散在している。このような場合、被災者台帳で一元化しなければ、次の支援策が出てこない。 災害ケースマネジメントの考え方は、要支援者名簿や被災者台帳だけに留まらないものである。 従来の被災者支援法の枠組みと、このデータベースが対象とする災害ケースマネジメントを含めた考え方について、石川県の場合は広域災害であったためにデータベースの必要性が高かったことを議論の出发点としている。しかし、広域災害でなくとも、被災者の視点に立てば、災害ケースマネジメント上、データベースの必要性が想定されることが重要である。

②「導入手順書」骨子 (2/18)

参考



■ 導入手順書の記載内容は、皆様よりいただいた意見に基づいて起案をする

本日合意したい範囲

ご紹介するご意見

大項目	中項目	骨子	記載内容案	過去にいただいたご意見
1. はじめに	1.1 導入手順書の目的	<ul style="list-style-type: none"> システム導入・運用のためのチェック 	<ul style="list-style-type: none"> 本書では、広域被災者データベース・システムの導入や運用のためのポイントを記載しています。各チェックポイントにおいて、各支援主体及び他組織との調整状況をチェックし、導入及び運用の参考としていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 資料中の標準業務フローと業務フローの違いは何か。その上で、今回の石川県が作成した業務フローは能登半島地震や奥能登豪雨といった個別の事例にこだわりすぎているように思われ、フロー等と異なる事象が発生した場合、広域被災者データベース・システムでは対応できないという印象を受けた。については、現在の業務フローを可能な限りシンプル且つ大きな括りで整理し、どのような災害であっても活用できる標準業務フローを作成すると良いものと史料。標準業務フローの中で、能登半島地震や奥能登豪雨の業務を如何に吸収できるかという観点から検討した方が良いと考える。 これまで、実際に発生した災害対応業務を整理できたことは大きな実績である。広域被災者データベース・システムを利用し、能登半島地震や奥能登豪雨等の個別の災害対応について忠実に再現/対応するのではなく、まずはよりシンプルな標準業務フローを作成し、標準業務フローから外れる作業については、新規フローとして追加できるように検討する必要があるのではないか。
		<ul style="list-style-type: none"> ユーザー支援、トラブル回避・リスク管理 	<ul style="list-style-type: none"> また、本書は広域被災者データベース・システムの導入及び運用の担当となった方が導入や運用の手順が把握できるよう支援するもの。システムの導入及び運用にあたって発生しうる課題や事前に準備・調整しておく必要があるリスクを示す。 	<ul style="list-style-type: none"> 被災現場では、被災者支援に必要な情報連携には必ずと言っていいほど個人情報の壁に当たる。そこを丁寧にクリアできるように、各自治体職員が個人情報の壁を乗り越えられる、わかりやすい説明があるとよい。
		<ul style="list-style-type: none"> 災害時及び平時からの情報連携促進に係る知見の共有 	<ul style="list-style-type: none"> 本書は石川県が直面した課題と反省をもとに、石川県した市町村担当者や他県、幅広い分野の有識者等を交えて議論した内容を盛り込んで作成している。 	<ul style="list-style-type: none"> 社協や自治体以外の人が入力する、外から広域避難や車中から入力するということが大事であり、役場のマンパワーが無いために困っていた。現行の災害対策基本法は抜け漏れが多かったり、縛られ過ぎているようにも感じられる。石川県が直面した課題を記載するとよい。

②「導入手順書」骨子（3/18）

参考



■ 導入手順書の記載内容は、皆様よりいただいた意見に基づいて起案をする

本日合意したい範囲

ご紹介するご意見

大項目	中項目	骨子	記載内容案	過去にいただいたご意見
2. 広域被災者データベース・システムとは	2. システム整備の目的とその背景 1.	・システムの定義と重要性	<ul style="list-style-type: none"> 広域被災者データベース・システムは、市町村の区域を超えた広域災害において、人災（災害関連死等）を防ぐため、避難所に着目した支援から、より人の動きに着目したきめ細かい支援を行うため、民間を含めた支援者が被災者の状況を把握するために設けるもの。 	<ul style="list-style-type: none"> この広域被災者DBに係る検討範囲を狭く考えずに、広域被災者DBの周りのシステムもしっかり見ていく必要がある。被災者情報の収集は広域被災者DBが直接収集するのではなく、LINEやアセスメントシートなど、様々なツールを用いて集める。それが広域被災者DBの周辺にあって、どう繋がるのかを同時並行で考えていく必要がある。県内外にどんなシステム、データがあって、どのように全体として連携するのが大事なのかを考える必要がある。災害対応業務全体の中から引き算で絞り込んでいくという考えが必要。
		・業務効率化のためのシステムの役割	<ul style="list-style-type: none"> 市町村が被災者台帳の作成および、被災者支援業務をより効率的かつ効果的に実施できるよう、被災者支援にあたって収集する様々な情報を一元的に管理し、関係者間で連携することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> データベースを誰も使っていない。言い方が悪いが、県の自己満に付き合わされている。被災者再建支援システム等データベースの位置付けがよくわからず、職員が閲覧するところが多くなるだけで、どこを最終的に見ればいいのかわからない。統合されたシステムではないので使い勝手が悪いという批判も受けている。そこがうまく連携できればいいのではないかと史料。
		・システム整備の背景	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年能登半島地震は、厳冬期の夕方に発生。被災地域は高齢化が進んだ過疎地域も含まれていたことから要配慮者が多く、支援を実施する業務担当者の負担は非常に大きなものとなった。また、地形的な制約に加え、インフラを含めて広域に多大な被害が生じたことで、地域外からの支援が得られるまでに時間を要した。 	<ul style="list-style-type: none"> 広域災害における課題について、本県も東日本大震災で被災し、関係機関同士の被災者の正確な情報共有や在宅避難者の早期発見が課題となった。この課題に対応するため、昨年度から防災担当、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会等で構成する復興防災DX研究会を設置し、調査研究を行っている。
		・利用者ニーズを反映したシステム整備の方向性	<ul style="list-style-type: none"> これらの石川県や県下市町等が直面した課題を踏まえ、広域災害が発生した際に、避難所以外に所在する被災者を含め、支援に必要な被災者情報を把握することが重要。 	<ul style="list-style-type: none"> 様々な避難状況の中で、避難者の居所が分からなくなる事例が多く見られる。避難者が避難先からさらに移動することが頻繁にあるためである。この資料においても、避難者自身が様々な事情で避難所を移動することがあるという点を明示することが望ましいと考える。
		・システム整備の事例とその教訓	<ul style="list-style-type: none"> システムの整備を行い、健康管理業務および被災者見守り・相談支援等事業に活用したが、業務開始後は市町村職員が災害対応に追われ、業務フローの整理や、情報項目や様式の統一を行うことができなかった。については、平常時からの準備が重要。 	<ul style="list-style-type: none"> 導入手順書に石川県での経験やそれを基にした改善策を記載してほしい。

②「導入手順書」骨子（4/18）

参考



■ 導入手順書の記載内容は、皆様よりいただいた意見に基づいて起案をする

本日合意したい範囲

ご紹介するご意見

大項目	中項目	骨子	記載内容案	過去にいただいたご意見
2. 広域被災者データベース・システムとは	2. システムの概要	・システムの利用期間(システムの起動/運用/停止)	<ul style="list-style-type: none"> 広域被災者データベース・システムには、起動、運用、停止の3つの段階がある。 起動段階：広域災害による被害の発生またはそのおそれが生じた段階で、システムの起動手順が開始される。 運用段階：システムの運用は、災害発生後の復旧期および復興期に該当する段階を想定している。システムを通じて被災者情報の収集・管理・共有を行い、迅速かつ効果的な支援を提供する。 停止段階：各自治体が設定する基準に応じて、システムの運用を停止する。運用停止の際にはデータの保護と適切な管理が重要。 各自治体が設定する起動の基準及び停止の基準の考え方は後述する。 	<ul style="list-style-type: none"> 「システムの停止」の考え方について御教示いただきたい。システムの停止とは、データの削除を想定されているのか。また、個別具体的な状況に即して判断するものかと思うが、停止はどのタイミングで行うことを想定されているのか（ある程度の段階まで災害から復旧すれば停止するのか、避難者がいなくなれば停止する（避難者がいなくなるまではずっと運用し続ける）のか等）。
		・システム利用の効果	<ul style="list-style-type: none"> ①支援者の業務効率化 被災者情報を一元的に管理することで、支援者が効率的に情報を共有・管理できるようになる。これにより、重複した支援や見落としを防ぐことができ、支援活動の効率化が図れる。 ②迅速な意思決定支援 システムにより収集されたデータを基に、迅速な意思決定が可能となる。これにより、避難指示や支援活動に必要な資源配分を適切に判断し、被災者への効果的な対応が実現する。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所の避難状況について県との共有が煩雑だったため、効率化させたい。利用するシステムもたくさんあり、それぞれのシステムを使い分けられないといけないのが大変。利用するシステムの統一化して欲しい。統一化できないのであれば、システム間の連携ができるようになってほしい。県や国としても、個人・所属単位で問合せされるのは大変。報告や連絡、共有のためのデジタルにするためのアナログ作業（パンチングなど）、アナログにするためのデジタル作業（Excel出力・データ変換など）が多い。
		・機能一覧	<ul style="list-style-type: none"> (仕様書別紙のリストより引用予定) 	—
		・対象ユーザー	<ul style="list-style-type: none"> 市町村職員、都道府県職員、社協等に加えて、民間の被災者支援団体等、行政のみならず幅広いユーザーの利用が想定される。 	<ul style="list-style-type: none"> 社協や自治体以外の人が入力する、外から広域避難や車中から入力することが大事であり、役場のマンパワーが無いために困っていた。現行の災害対策基本法は抜け漏れが多かったり、縛られ過ぎているようにも感じられる。石川県が直面した課題を記載すべき。
		・利用シナリオ	<ul style="list-style-type: none"> システム利用ユーザーにおいては、被災者DBの利用にあたり、被災者支援を実施する市町村への情報連携を念頭に置いたうえで、○や◇について実施することについて留意しておく必要がある。 	—

②「導入手順書」骨子 (5/18)

参考



■ 導入手順書の記載内容は、皆様よりいただいた意見に基づいて起案をする

本日合意したい範囲

ご紹介するご意見

大項目	中項目	骨子	記載内容案	過去にいただいたご意見
2. 広域被災者データベース・システムとは	2. システムの前提条件 3.	・関係者の特定と役割分担	・都道府県においてシステム導入を実施するにあたり、事前にシステムを利用して情報共有を行う関係者を特定し、各関係者における役割分担を明確にしておく必要がある。	・災害が発生する度に合意形成を図るのではなく、 一定基準以上の災害規模で合意形成が必要なくなるような規定等を予め定めておくことが理想的 である。(発災時は合意形成や業務フローを設定する余裕がない)
		・必要な技術的要件の整理	・また、システムの導入・運用にあたって、求められるインターネット環境や対象ユーザーについて整理を行う必要がある。	・今回防災のシステムを動かすにあたって、今までここまで大きな規模の災害はなかった。電算システムがまともに動かない状況に陥るケースもあり得る。想定を分けた方がいいのではないかと感じる。
		・予算の確保	・システムの調達にあたっては、必要な機能を盛り込めるよう、十分な予算を確保することも重要。	・ホテルの費用や、物資の費用を市の税金で払わなくてはいけない建付けになっているのは難しい。かといって被災市町に災害物資のための臨時の補正予算をあげるというのも非現実的に思える。
		・ユーザー教育・研修	・また、利用ユーザーがシステムを利用して効率的かつ効果的に被災者支援を実施するために、平常時から研修及び定期的な訓練を実施することも重要。	・防災訓練を年1回実施しているが、これまでの訓練に加えて 被災者DBに触るなど訓練があってもいい かもしれない。
		・リスク管理及び対策	・加えて、機密性の高い情報を取り扱うこととなるため、リスク管理およびセキュリティ対策を十分に講じることが必要。	・被災者DBはあくまで閲覧用データベースであり、すみわけができてきていることは重要である。 見守り情報は機密性が高いものも多い。
	2. システムを活用した被災者支援業務 4.	・活用場面	・広域被災者データベース・システムを整備・導入することで、被災者の災害関連死の防止に向けて様々な被災者支援業務における情報管理および関係者間の連携が可能。一例として、避難所の健康管理や被災者見守り・相談支援等事業における訪問支援業務、義援金や支援金給付の迅速かつ確実な実施が挙げられる。	・データベースの統合という技術的な問題と、行政ルールの問題の二つに直面したことが石川県の経験である。デジタル行財政改革のタイプSで本件を推進している理由は、単にデジタルツールを作るだけでなく、行政課題を明確にするためである。 ・そのため、災害対策基本法の改正や個人情報保護法との整合性を図ることが、タイプSで採択された理由である。
・平時の準備		・また、平常時に関係者間で広域被災者データベース・システムの活用を前提とした業務フローの構築や、役割分担等を実施しておくことで、円滑に広域被災者データベース・システムを起動し、運用することが可能。	・業務フローを決められないのであれば、最低限、 授受するデータの項目・形式・様式を定めておく必要がある と考えます。業務が各々で開始されると、後で項目の追加や分割などに対応するのが難しくなるためです。	

②「導入手順書」骨子（6/18）

当日ご紹介
(再掲)



■ 導入手順書の記載内容は、皆様よりいただいた意見に基づいて起案をする

本日合意したい範囲

ご紹介するご意見

大項目	中項目	骨子	記載内容案	過去にいただいたご意見
3. システムを活用した運用の流れ	3.1. 広域被災者データベース・システム運用の流れ	<ul style="list-style-type: none"> 広域被災者データベース・システムの管理者は第3章の手順を参照することで、システムの導入・運用を行う そのために必要な、事前準備～運用停止までの具体的な手順を示す 	<ul style="list-style-type: none"> 本章では、広域被災者データベース・システムの管理者である都道府県がシステムの導入の検討から運用、停止までの一連の流れと各段階の具体的な手順をまとめています。 	<ul style="list-style-type: none"> 県が導入した後、いつまで続けるのか、ずっと県が運営するのか、国はいつまで支援するつもりがあるのかなど、導入後の運用についても、可能な範囲で方針を記載するなどしないと、他自治体では導入をためらうのではないか。
	3.2. 都道府県による導入の検討 ※平時において、都道府県のシステムの管理者がシステムの導入と運用に向けて実施すべき手順を示す。都道府県は担当部署の間で以下について協議する	<ul style="list-style-type: none"> 導入の可否の方針 	<ul style="list-style-type: none"> 第2章に記載した、「システムの概要」や「システムの前提条件」を念頭に、都道府県の担当部署間で、導入の可否を検討する。導入の可否の検討には <ul style="list-style-type: none"> システムを使う関係者の特定 導入メリットや既存システムとの違い コストと負担の考え方 市町村協議・検討交えたスケジュール といった観点を整理し、庁内で協議を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 被災者データベースが何に使われるのかについて、市町村レベルでも理解できるように整理するべきではないか。
	<ul style="list-style-type: none"> 導入に向けた役割分担 	<ul style="list-style-type: none"> システムの契約・構築を進めるとともに、庁内、市町村と連携する情報項目、連携のプロセス、業務フロー、運用ルールについて協議を行い、合意形成を図る。 <平時に協議が必要な事項> <ul style="list-style-type: none"> 情報連携の担当窓口 被災者台帳の連携方法と連携する情報の形式 情報項目（被災者を特定する情報、支援が必要な被災者の情報、援護の実施に必要な情報、その他の情報） 運用ルール（システムの利用手続き、連携プロセスや業務フロー、情報の保護措置） 外部支援者の関与の立て付け 事前に想定できなかった状況が発生した場合の合意形成の主体と流れ 	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県内で誰（どのセクション）が共有できるかを細かく決めてアクセスコントロールできるようにしていくことが大事だと思います。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 市町村を含めた関係者との協議に係るスケジュール 	<ul style="list-style-type: none"> 導入の可否の検討には、市町村を交えた各種検討事項の協議を考慮し、スケジュールについても整理しておくことが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> 検討すべき事項は異動の話であると思うので、導入するときに平時の準備で意見交換の調整や役割分担・責任を明確化すべき。事前に発行するか、誰に発行するか、それとも事後の発行で良いかということを調整することが望ましいと考える。 	

②「導入手順書」骨子（7/18）

当日ご紹介
(再掲)



■ 導入手順書の記載内容は、皆様よりいただいた意見に基づいて起案をする

本日合意したい範囲

ご紹介するご意見

大項目	中項目	小項目	骨子	記載内容案	過去にいただいたご意見
3. システムを活用した運用の流れ	3.3 関係者(市町村・関係団体)との協議による検討 ※都道府県は検討会を開催し、市町村や関係団体と協議	3.3.1. システム導入意義の共有	<ul style="list-style-type: none"> 市町村による導入可否の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 広域被災者データベース・システムの導入に関して都道府県は、被災者支援の目指す姿とその意義を市町村や関係団体と共有することが重要。 	<ul style="list-style-type: none"> 災害が発生する度に合意形成を図るのではなく、二定基準以上の災害規模で合意形成が必要なくなるような規定等を予め定めておくことが理想的。 (発災時は合意形成や業務フローを設定する余裕がない)
		3.3.2. システム利用のルール確認・決定	<ul style="list-style-type: none"> ①システム起動のルール(基準等)の作成・決定 システム起動の基準の考え方 	<ul style="list-style-type: none"> システム起動の基準(トリガー)の考え方では、(1)起動の基準設定の考え方(2)起動の判断主体と平時から発災時～応急期の手順を整理する。 (1) 起動の基準設定の考え方 迅速性と支援対象の漏れを防ぐ観点から、判断に要する時間をなるべく短くするための外形的な基準、外形的な基準に当てはまらない場合でも、被災者支援の必要性から起動を判断できる非外形的な基準の枠組みが考えられる。被災者支援のニーズに柔軟に対応できるよう、外形的/非外形的基準を複数設定しておくことが望ましい。 (2) 起動の判断主体と平時から発災時～応急期の手順 広域被災者データベース・システム起動の最終判断は、都道府県知事が行う立付けとし、起動の判断基準の設定は平時から都道府県の防災部署にて協議したうえで、都道府県の地域防災計画等の災害対応を記した計画に業務として位置付けることが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> システム起動の判断基準について、沖縄や千葉県などでは災害救助法が適用できなかった事例がある。そのため、災害救助法の適用だけではない基準を設定するのが望ましい。災害救助法を適用するかしないかの基準についても自治体によって異なることから、外形的に設定できる基準があると良い。 特定の市町村だけで起動ではなく、県全域で起動するものならば、要請→協議→県で立ち上げの方が、自然ではないか。 システム起動の要件を満たさなくても、都道府県と市町村で協議して必要であれば起動してよいということを導入手順書内に記載した方がよい。 システム起動の要件を満たさなくても、都道府県と市町村で協議して必要であれば起動してよいということを導入手順書内に記載した方がよい。
			<ul style="list-style-type: none"> 起動に要する時間 	<ul style="list-style-type: none"> 広域被災者データベース・システムは被害の発生またはおそれが生じたときから可及的速やかに起動することが望ましい。起動には、都道府県と市町村の協力が必要。 起動の基準と併せて予め起動に要する時間の目標を設定し、関係者間で共通認識を持つこと。石川県の案としては、○～●までで24時間を検討している 	<ul style="list-style-type: none"> 広域被災者データベース・システムの立ち上げに能登半島地震の発生から2か月かかってしまったということは事実である。どこにどれだけの時間がかかったのかを明らかにしてもらえるとよい。

②「導入手順書」骨子（8/18）

当日ご紹介
(再掲)



■ 導入手順書の記載内容は、皆様よりいただいた意見に基づいて起案をする

本日合意したい範囲

ご紹介するご意見

大項目	中項目	小項目	骨子	記載内容案	過去にいただいたご意見	
3.	システムを活用した運用の流れ	3.3 関係者(市町村・関係団体)との協議による検討 ※都道府県は検討会を開催し、市町村や関係団体と協議	3.3. ②システム運用のルール作成・決定	<ul style="list-style-type: none"> ・業務フローの検討 ・共有する情報の洗い出し ・情報の共有範囲の検討 ・システム利用におけるコストの考え方の共有(関係者の費用負担の有無) ・個人情報の取り扱いに関する法的根拠の整理と関係者間での共通理解の醸成 ・セキュリティの確保 	<p>関係者間で運用ルールを明確にし、共通理解を持つことが重要</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 業務フローの検討 システム運用における具体的な業務フローを検討する。被災者情報の収集、データ入力、情報の更新、支援の提供など、各ステップを設計し、関係者間での役割分担を明確にする 2. 共有する情報の洗い出し システムで共有する情報の種類と範囲を明確にする。基本4情報や居所などの被災者の基本情報、援護の実施に必要な聞き取り情報、投薬情報や介護情報などのその他の情報について、支援業務に応じてどの情報が必要かを洗い出し、関係者間で共有する 3. 情報の共有範囲の検討 収集した情報の共有範囲を検討する。情報の重要性や個人情報保護の観点から、どの情報を誰と共有するかを明確にします。必要に応じて、情報の閲覧権限を設定し、適切な情報管理を行う 4. システム利用におけるコストの考え方の共有 システム利用に伴うコストについて、関係者間で共有する。システムの導入・運用にかかる費用を明確にし、各関係者の費用負担の有無を協議する。費用負担の公平性を確保し、持続可能な運用体制を構築する。 5. 個人情報の取り扱いに関する法的根拠の整理と関係者間での共通理解の醸成 個人情報の取り扱いに関する法的根拠を整理し、関係者間で共通理解を持つことが重要。個人情報保護法や関連法規に基づき、適切な情報管理体制を構築する。また、関係者全員が法的根拠を理解し、遵守するように教育・研修を行う。 6. セキュリティの確保 システムのセキュリティを確保するための対策を講じる。情報の不正アクセスや漏洩を防ぐために、システムのアクセス制御やデータ暗号化などのセキュリティ対策を実施する。また、定期的なセキュリティ監査を行い、システムの安全性を維持する。これらの項目について、関係者(市町村・関係団体)との協議を通じて詳細に検討し、運用ルールを作成・決定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県が導入した後、いつまで続けるのか、ずっと県が運営するのか、国はいつまで支援するつもりがあるのかなど、<u>導入後の運用についても、可能な範囲で方針を記載するなどしないと、他自治体では導入をためらうのではないか。</u> ・被災者を受け入れる側としては、一から自分たちで<u>聞き取りを行う前提としつつ、参考情報として聞き取った内容の共有ができる仕様が良い</u> ・最低限送付してほしい情報として、健康相談表(フェイスシート)、要配慮者対象リスト、経過観察シート ・コミュニティに見守ってもらう、といった発想がある 独自のコミュニティ例：外国人の日本学校、技能実習生の管理団体、ペットのいる人の支援をしているNPO 広域避難は見守り相談事業を充実させるためにも重要 地域ごとに実施している支援情報を拾うことは可能(コミュニティの作成など) 他方で、これらは独自に情報を持っているが、県の事業で支援に入っていないと、情報を県に提供できない コミュニティに参加する際は、特記事項等が重要になるのか。 支援はどのように発生するかは、実際の声を聞いてコミュニティへの参加など ⇒役割分担ができるための項目整理が必要 ⇒役割分担するための支援団体の整理が必要 どんな支援団体が横にいるのかもわからないが、もらう側と出す側の整理が必要



■ 導入手順書の記載内容は、皆様よりいただいた意見に基づいて起案をする

本日合意したい範囲

ご紹介するご意見

大項目	中項目	小項目	骨子	記載内容案	過去にいただいたご意見	
3.	システムを活用した運用の流れ	3.3 関係者(市町村・関係団体)との協議による検討 ※都道府県は検討会を開催し、市町村や関係団体と協議	3.3.2 ③システム運用停止のルール(基準等)の作成・決定	<ul style="list-style-type: none"> システム停止の基準の考え方 停止の判断に必要な評価指標の検討 	<p>運用停止に向けた協議を開始するトリガーとして、以下が挙げられる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 被災者支援制度の申請/利用率に伴う支援体制の見直し 被災者支援制度への申請率や、支援策の利用状況が一定の水準に達した場合、支援者数や予算規模等の体制を見直す際に、関係者間の情報連携方法についてもあわせて見直しを行う。 広域避難者および応急仮設住宅の入居者数の減少 被災市町村への帰還意向があるが、広域避難先や応急仮設住宅から帰還できない被災者が一定の水準まで減少した場合、データベースによらず情報連携を実施できる可能性がないか、代替案を含め検討する。 データベースの利用率の低下 システムを運用したものの、既存の業務フローでの兼ね合いからシステムの活用が困難な場合や、支援者間でデータベースによらず情報連携が実施できている場合、運用継続は実態に即していないため、運用継続の必要性について検討を開始することが想定される。なお、アクティブユーザー数やシステムへのアクセス数が減少していても、データベースの運用継続が必要な場合が想定されるので、市町村や支援者に利用実態の確認や運用継続の必要性について協議を行い、総合的に判断することが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> システム終期としては、二つのパターンが考えられる。 災害ごとにテーブルが生まれ、災害毎に終了を迎える 平時から稼働しているため、終了がない 各災害毎の終期としては、災害援護資金...市町村に貸し付けが一番長い(30年?)のため、国が債権放棄しない限り終わらない、といった議論の可能性もある。 標準的には仮設住宅や公営住宅に移った場合が考えられる。 システムの利用時期について、ランニングコストや煩雑さを考慮すると、平時から利用する必要はなく、緊急時のみでよい。そのためにも項目やUIがシンプルであればよい。拡張性を持たせるのはよいが、最初から複雑なのはNG。

②「導入手順書」骨子（10/18）

当日ご紹介
(再掲)



■ 導入手順書の記載内容は、皆様よりいただいた意見に基づいて起案をする

本日合意したい範囲

ご紹介するご意見

大項目	中項目	小項目	骨子	記載内容案	過去にいただいたご意見
3. システムを活用した運用の流れ	3. システムの調達	3.4.1	システムベンダーの選定	<ul style="list-style-type: none"> ・コールドスタンバイに向けたシステムベンダーの選定 	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的に災害が発生したときに、どこのシステムベンダーにお願いするか、例えば、災害が発生した際に土木事業者と重機の提供等について災害協定を結ぶように、この場合も災害協定を結ぶ必要があるのではないか。その点は、よく研究してほしい。
		3.4.2	災害協定の締結	<ul style="list-style-type: none"> ・広域被災者データベース・システムのシステムベンダーの選定では、標準仕様書を活用して各都道府県の地域特性や関係者県での合意形成の結果を踏まえて調達仕様書を作成し、調達する。 ・標準仕様書を参照して、システムの詳細な要件を整理 ・調達仕様書を作成。調達仕様書には、システムの目的、要件、評価基準、納期、サポート体制、コストなどを明記 ・ベンダーのリストアップと調査 ・提案依頼書（RFP）の作成と送付 ・提案内容の評価と比較 ・契約交渉と締結 ・都道府県による調達の実施 	
			<ul style="list-style-type: none"> ・システムベンダーとの協定の締結 ・その他の利用環境を提供する事業者との協定の締結 	<ol style="list-style-type: none"> 1. システムベンダーとの協定の締結 <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県が主体となってシステムを迅速に起動し運用するが、技術的なサポートが必要な場合は、システムベンダーに稼働してもらうことを意図。 ・具体例：利用者のニーズに応じて必要な機能の追加や改善を行う、エラーや問題が発生した際には即時対応する 2. その他の利用環境を提供する事業者との協定の締結 <ul style="list-style-type: none"> ・システムの運用には、システムベンダー以外の事業者から提供される環境やサービスが必要。 ・具体例： <ul style="list-style-type: none"> 通信インフラ：データ通信を担うインターネットサービスプロバイダー（ISP）や通信事業者 ハードウェア提供者：システムの運用に必要なサーバーやネットワーク機器、で0タの入力閲覧に必要なデバイスを提供する事業者 	

②「導入手順書」骨子（11/18）

当日ご紹介
(再掲)



■ 導入手順書の記載内容は、皆様よりいただいた意見に基づいて起案をする

本日合意したい範囲

ご紹介するご意見

大項目	中項目	骨子	記載内容案	過去にいただいたご意見
3. システムを活用した運用の流れ	3.5 システムの運用訓練	<ul style="list-style-type: none"> • 訓練実施に向けた準備 • 訓練の実施 • 訓練の振り返り 	<ul style="list-style-type: none"> • 前項までの取り決めが有事の際に機能するように都道府県、市町村、関係団体での平時からの訓練が重要。 • システムの定期的な操作研修・訓練の実施するにあたり、ダミーデータを活用した情報連携の確認のほか、本番を意識し、閲覧権限に制限をかけたうえで自治体の判断によっては実際のデータの活用なども考慮しながら、システム操作訓練を実施することも考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> • (防災訓練に対し) 防災訓練イベントを年1実施している。例年シナリオが決まり、順番が決まっているためマンネリ化していたが、実際に被災者DBに触るなど訓練があってもいいかもしれない。国交省との取り組みで、LINEで防災訓練を行う予定であり、実際に使わないとわからないもののLINEでの防災訓練のような業務が水面下で進んでいる。災害の規模や状況によって必要な情報も変わってくるため、できるだけ柔軟に訓練を行うことが必要である。 • 訓練時に実際の住民情報をシステムに流し込んでしまうと、実態上被災者台帳となってしまうが、法律解釈の上で、問題ないか。 • 平時の訓練で個人情報を取り扱うことについて、導入手順書に定める予定はあるか。どのような訓練を想定しているか。なぜ実際の住民情報を利用する必要があるのか。

②「導入手順書」骨子（12/18）

参考



■ 導入手順書の記載内容は、皆様よりいただいた意見に基づいて起案をする

本日合意したい範囲

ご紹介するご意見

大項目	中項目	小項目	骨子	記載内容案	過去にいただいたご意見
3. システムを活用した運用の流れ	3. システムの起動 ※発災時～応急期に都道府県のシステムの管理者が実施すべき手順を示す	3.6.1. ①被害の発生またはおそれの把握	<ul style="list-style-type: none"> システムの起動の基準に関連する情報の収集 都道府県における起動の決定 	<ul style="list-style-type: none"> システム起動の基準（トリガー）の考え方では、（1）起動の基準設定の考え方（2）起動の判断主体と平時から発災時～応急期の手順を整理。 （1）起動の基準設定の考え方 起動の基準設定では、迅速性と支援対象の漏れを防ぐ観点から、判断に要する時間をなるべく短くするための外形的な基準、外形的な基準に当てはまらない場合でも、被災者支援の必要性から起動を判断できる非外形的な基準の枠組みを考え方とする。 被災者支援のニーズに柔軟に対応できるよう、外形的/非外形的基準を複数設定しておくことが望ましい。 （2）起動の判断主体と平時から発災時～応急期の手順 起動の最終判断は、都道府県知事が行う立て付けとし、起動の判断基準の設定は平時から都道府県の防災部署にて協議したうえで、都道府県の地域防災計画等の災害対応を記した計画に業務として位置付けることが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> デジタル化については、各被災支援業務の中で重複する情報をどのように整理し収集していくかが重要である。そもそもデジタル化の一番のメリットは、被災者等から同じ情報を複数回収集することなく、平時から活用している情報を利用する等で、関係者が利用したい情報が共有される点であり、実現できない課題の洗い出しや、他自治体でも活用できるよう解決策を検討し、標準化することに注力して良いものと思料。 まずは、石川県において、石川スペシャルモデルとして各市町との円滑な意思疎通や業務の流れを作ったうえで、他の自治体でも活用できるのかという点を議論する必要がある。標準化を前提として検討しても、災害現場では役に立たず、結局は活用されないことが懸念される。 能登半島地震と奥能登豪雨において、広域被災者データベース・システムのどのような点が被災者支援に活用できたのか、デジタルでよりクレーバーな業務対応のために、どのようなデータフローやデータ項目が必要なのか、また課題について議論させていただきたい。
		3.6.2 ②情報提供依頼の通知	<ul style="list-style-type: none"> 通知の作成（根拠法令の明確化、提供を受ける情報の範囲の決定など） 通知の発出 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村に対し、都道府県は被災者の情報の提供を求める通知を発出する。通知には提供を求める対象の定義、時点、項目、形式、受け渡しの方法と手順、都道府県の担当者、および法的根拠を明記する。市町村へ発出される通知は、提供する情報の準備の実業務にあたる課の特定が外形的に難しいため、災害対策本部から防災担当や市町村長宛てとすることが考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 石川県知事から各市町の首長宛て通知を出してもらえば、災害対策本部から防災担当、各課という形で情報が伝達されるのが自然な流れ。 今後はそうあるべきと思料。デジタルのことや情報提供は手段であって、本来防災担当がこうしたいという意図がある話なのでは、防災担当と連携が取れているか不安を感じる。
		3.6.3 ③市町村及び支援者へのアカウント付与	<ul style="list-style-type: none"> アカウント申請に基づくアカウント付与 運用テスト 	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県は、市町村・外部支援者に対してアカウント申請のためのフォームを送信する。市町村・外部支援者は、アカウント申請フォームに業務用の個人メールアドレスを入力し、返送する。都道府県は、それぞれのアドレスに対してアカウントを発行する。 発行後、都道府県、市町村、外部支援者それぞれで、運用テストを行い、適切にアクセスできるかを確認する。アクセスできないなど不具合が生じた場合、都道府県の担当部署に問い合わせを行い、解消する。 	<ul style="list-style-type: none"> 検討すべき事項は異動の話であると思うので、そのあたりを導入するときに平時の準備の中に会議による意見交換の調整や役割分担と責任の明確化というところで事前に発行しておくのか、誰に発行しておくのか、はたまた事後の発行でいいのかということを調整するところなのかと思っていた。このアカウント付与を含めて調整や責任の明確化をできると良いと思った アカウントは平時に付与しておいた方がよいのではないか。

②「導入手順書」骨子（13/18）

当日ご紹介
(再掲)



■ 導入手順書の記載内容は、皆様よりいただいた意見に基づいて起案をする

本日合意したい範囲

ご紹介するご意見

大項目	中項目	小項目	骨子	記載内容案	過去にいただいたご意見	
3. システムを活用した運用の流れ	3. システムの運用 ※復旧期～復興期に都道府県のシステムの管理者が実施すべき手順を示す	3.7.1	④データの収集と更新	<ul style="list-style-type: none"> 被災者個人を特定する情報の取込み 	<ul style="list-style-type: none"> アカウントの付与が完了し、運用テストを終えたら、はじめに被災者個人を特定する情報をシステムに取り込む。 平時からの取り決めに沿って、市町村は被災者個人を特定する情報の提供準備を行う。完了したら、都道府県にその旨を連絡し、システムに情報を流入します。都道府県は情報の閲覧可否を確認し、正常に情報の受け取りが完了した旨を連絡する。 	<ul style="list-style-type: none"> 住民台帳システムから直接被災者台帳を作ることも考えられるので、住基台帳システム→被災者台帳システム→被災者DBのルートの考え方を前提とした仕様としないことが重要。
				被災者支援に要する情報の取込みと更新	<ul style="list-style-type: none"> 避難所で収集される情報だけではなく、避難所外避難者の情報として自ら情報発信された情報やアウトリーチにより取得された情報など様々なツールを用いて情報収集を行います。これらの方法で集まった情報はすべてシステムに取り込み、被災者支援業務に活用することを前提に設計する。 	<ul style="list-style-type: none"> この広域被災者DBに係る検討範囲を狭く考えずに、広域被災者DBの周りのシステムもしっかり見ていく必要がある。被災者情報の収集は広域被災者DBが直接収集するのではなく、LINEやアセスメントシートなど、様々なツールを用いて集める。それが広域被災者DBの周辺にあって、どう繋がるのかを同時並行で考えていく必要がある。県内外にどんなシステム、データがあって、どのように全体として連携するのが大事なのかを考える必要がある。
		3.7.2	⑤連携と情報共有	支援業務により取得された情報の連携	<ul style="list-style-type: none"> 平時から関係者との協議と合意形成が済んだ支援業務については、取り決めの通り業務を実施します。取り決めがなく、新たに発生した業務についても平時に行った合意形成のプロセスをたどり、業務が確立する前の初期段階で情報項目や連携プロセスの整理を行うことが重要。 	<ul style="list-style-type: none"> 被災者支援業務で起こった課題を具体的に検討したものは意義のあるものであり、参考にさせていただきたい。特に、健康管理シートの受け渡しやWEB上での市町村との情報のやり取り、個人情報の方針などは東京都でも問題になると考えているので参考にさせていただきたい。今年度結論がまとまらなくとも、どういう課題が上がっているのか、市町村からのネガティブな発言の背景を共有していただきたいと考えている。
		3.7.3	⑥業務に対する有用性の評価と改善	被災者支援業務への効果の評価	<ul style="list-style-type: none"> 本システムが被災者支援業務にどのように役立ったかを評価する。被災者の情報の連携にあたり、作業時間や工数がどれくらい減少したか評価し、その結果を踏まえて、業務のやり方あるいはシステムの改善を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 国において、災害支援業務の大きな方向性は示しているため、石川県においては、災害対応の記憶が新しいうちに、広域被災者支援データベース・システムが現場でどのように活用できたかという点を整理し、滞っている課題があれば、解決のためのメソッドを検討することが重要である。
				業務またはシステムの改善		<ul style="list-style-type: none"> 福祉部署から社会福祉協議会に情報を連携する手順について、法的に問題がないことを示しておかないと、現場から疑義が出る可能性がある。

②「導入手順書」骨子（14/18）

参考



■ 導入手順書の記載内容は、皆様よりいただいた意見に基づいて起案をする

本日合意したい範囲

[ご紹介するご意見](#)

大項目		中項目		小項目		骨子	記載内容案	過去にいただいたご意見
3.	システムを活用した運用の流れ	3.8	システムの運用停止 ※復旧期～復興期に都道府県のシステムの管理者が実施すべき手順を示す	3.8.1	⑦利用状況の評価	・システム運用停止の基準に関連する利用状況の情報の収集と評価	今後の検討にて協議予定	
				3.8.2	⑧運用停止の通知	・都道府県からシステム運用停止を市町村に通知		
				3.8.3	⑨データの引継ぎ	・システムから市町村への個人情報の引継ぎ ・引継ぎ後システムから個人情報を削除		

②「導入手順書」骨子（15/18）

参考



■ 導入手順書の記載内容は、皆様よりいただいた意見に基づいて起案をする

本日合意したい範囲

ご紹介するご意見

大項目	中項目	骨子	記載内容案	過去にいただいたご意見
4 システム導入・運用に係るコスト	4.1 導入に必要な初期費用	<ul style="list-style-type: none"> ソフトウェア(ライセンス)費用 ハードウェア整備に係る費用 ユーザー教育に係る費用 	<ul style="list-style-type: none"> システムの導入から運用に至るまで必要な費用の種類を示す。 導入するシステムのソフトウェアを利用するためのライセンス費用です。これは一度だけ支払う場合もあれば、年間契約の場合もある。 システムを動作させるためのサーバーやコンピューター、ネットワーク機器などの購入費用。システムの規模によって必要なハードウェアの種類や数が変わる。 システムを利用するユーザーへの教育・トレーニングにかかる費用。システムを最大限に活用するためには、ユーザーがシステムの機能や操作方法を十分に理解することが重要です。初期トレーニングと継続するトレーニングがあれば、方法として外部講師を招聘して対面で行うことやオンラインでコンテンツの提供が行われる場合がある。 	<p style="text-align: center;">今後の検討にて協議予定</p>
	4.2 維持管理に係る費用	<ul style="list-style-type: none"> 運用保守費用（定期メンテナンス費用、障害対応に係る費用など） 	<ul style="list-style-type: none"> システムがクラウド上で運用される場合、クラウドサービスの利用料が発生する。 また、システム運用中には、予期せぬ障害やトラブルが発生することがある。これらの障害に迅速かつ適切に対応するため、定期メンテナンスやサポートのための費用のほか、システムが停止する、データが失われるなど、重大な障害が発生した場合に行う緊急対応に費用が発生する場合がある。 加えて、システムの機能向上やセキュリティ強化のための更新やアップグレードにかかる費用がある。運用保守に係る費用の内訳はシステム事業者により異なるので、各社に契約前に確認することを推奨する。 	



■ 導入手順書の記載内容は、皆様よりいただいた意見に基づいて起案をする

本日合意したい範囲

[ご紹介するご意見](#)

大項目		中項目		骨子	記載内容案	過去にいただいたご意見
4	システム導入・運用に係るコスト	4.3	コスト効果の測定	<ul style="list-style-type: none"> 測定に係る指標 	今後の検討にて協議予定	
		4.4	コスト最適化の工夫	<ul style="list-style-type: none"> コスト低減のための代替案や対応（契約手法など） 		
				<ul style="list-style-type: none"> コスト負担の考え方 		

②「導入手順書」骨子（17/18）

参考



■ 導入手順書の記載内容は、皆様よりいただいた意見に基づいて起案をする

本日合意したい範囲

ご紹介するご意見

大項目	中項目	小項目	骨子	記載内容案	過去にいただいたご意見
5 広域被災者データベース・システム利用上の留意事項	5. 個人情報 1. の取り扱い		<ul style="list-style-type: none"> 都道府県や市町村、民間等支援団体と適切に情報連携できること システムの利用者が安全にシステムを運用できることを実現するために必要な法的整理とタスク 	<ul style="list-style-type: none"> 本システムの運用にあたっては、被災者の個人情報を都道府県、市町村、外部支援者が適切に連携できることが不可欠である。 本システムの利用者が安全にシステムを運用できるようにするためには、システムのセキュリティを確保するだけでは不十分であり、情報の取り扱い（取得、保存、提供、削除・廃棄）にあたって、その根拠法令を予め整理しておく必要がある。 災害対策基本法、個人情報保護法に基づき、被災者の情報を取り扱う。第三者提供に関する本人同意は不要ではあるものの、住民の不安を解消するため、説明を行うなどの工夫が必要である。 	—
		5.1.1	都道府県が個人情報を取り扱う法的根拠	<ul style="list-style-type: none"> システムを運用するにあたり必要と考えられる法的整理 	—
					<ul style="list-style-type: none"> 法律上発災時に個人情報に関する本人同意は必ずしも必要ではないと考えられるが、石川県様ではどのような理由から本人同意の取得を必要だと検討されたのか、また、個人情報保護法に関する不明点・お困りの点等についてあれば、本音ベースで御教示いただきたい。 外部支援者のリストアップにあたっては、提供先において個人情報の不正若しくは不適切な利用がされないように、どのようなことができるか検討することも重要だと考えている。 災害対策基本法そのものが、市町村を主体としている現在の在り方に加え、もし市町村では収まらない広域災害や市町村事務でパンクしそうな場合などは、自動的に県もまた主体となることを明確にする、災害法制の大きな制度改革を提言することが不可欠。そうしなければ、今回のデータベースが全国で汎用性をもって使うことができない。正面から、災害対策基本法の都道府県の役割の明確化を提言することが、タイプSとして求められるのではないか。

②「導入手順書」骨子（18/18）

参考



■ 導入手順書の記載内容は、皆様よりいただいた意見に基づいて起案をする

本日合意したい範囲

ご紹介するご意見

大項目	中項目	小項目	骨子	記載内容案	過去にいただいたご意見
5 広域被災者データベース・システム利用上の留意事項	5. 個人情報 1. の取り扱い	5.1.2 個人情報の取り扱いに関する平時からの備え	<ul style="list-style-type: none"> 法的整理、情報セキュリティポリシーに基づき、平時に実施が必要なタスク 	<ul style="list-style-type: none"> 受け渡しに係る根拠規定の整理と有識者への確認 個人情報の授受に関する手続き（通知のひな形の作成） 提供範囲を想定した手続き（外部支援者のリストアップ、委託契約の締結） アクセス範囲の設定（業務と支援主体、必要な情報の紐づけとアクセス権限ルールの作成） 情報管理（保護措置）（システムのプライバシーポリシー、セキュリティポリシー、利用規約の作成、個人情報ファイル簿の作成、台帳への記載、監査の実施） 人材の育成（災害対応に関する法令解釈・運用に知見を有する人材の育成・研修の実施） 	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報の扱いは平時と災害時で異なり、自治体職員が迷うようなことも考えられることから、標準仕様書・導入手順書の作成にあたっては端的に扱いについて明記をすべき。そのうえで住基情報の取扱いについては所管省庁へ照会すべきと考えます。 人材の確保について、導入手順書に記載予定か。
		5.1.3 個人情報の取り扱いにおける課題の整理	<ul style="list-style-type: none"> 発災時に管理者や事務担当者が法的整理をするための手順 	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報の取り扱いで判断に苦慮する状況が発生した場合の課題の整理の仕方を記載する。具体的には、情報を取り扱おうとする主体と客体、取り扱う情報の範囲、その目的、取扱いの種類やタイミング、媒体を明らかにすることによって課題を分解する。 必要に応じて、有識者への確認を行うことが想定されるが、分解された課題を基に議論・確認することによって、確認すべきポイントを明確にすることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 政策法務を担当する部署とデジ室との関係を密にした方が良い。災害法令に詳しい人を現場に張り付けて鍛える必要がある。彼らと一層連携する必要がある。岩手県は、広報（CM）と法務担当を最前列の輪の中に入れて、そういった法的課題をすぐ検討できる体制ができています。 加賀市の被災者の個人情報の取り扱いについて、根拠がないことが怖かった。法改正を視野に位置付けを明記してほしい。 災害時は個人情報を取り扱うステークホルダは多岐にわたる一方で、本人同意がある前提では情報の連携は運用として困難。事前に法律の整理が重要。 避難先の市町が住民登録のない市民の情報を取得、保有、管理することに関する法的根拠はない。
	5.2. マイナンバー及びマイナンバーカード利活用		<ul style="list-style-type: none"> 現行の番号法・制度上で実現可能なこと（APPLIC「被災者台帳管理システム 導入手引き」から「マイナンバーの利活用やクラウドへ対応について」を参照 	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>今後の検討にて協議予定</p> </div>	